

報告事項

府中市国土強靱化地域計画について

1 趣旨

平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災に資する国土強靱化基本法」（以下「国土強靱化基本法」という。）が施行され、平成26年6月に「国土強靱化基本計画」が作成されるなど、大規模自然災害への備えを進めるための枠組が整備されてきました。

本市ではこれまで、地域防災計画等に基づき様々な防災・減災対策を推進してきましたが、防災上の課題やリスクを明らかにした上で財源の確保にも取り組みながら、課題の克服に向けた施策を着実に進めていくための指針として、府中市国土強靱化地域計画を作成するものです。

2 概要

国土強靱化地域計画とは、あらゆる大規模自然災害を想定しながら、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を明らかにし、最悪の事態に至らないための事前に取り組むべき施策を定めた計画です。

3 地域防災計画との関係

地域防災計画が災害対策基本法を根拠法として災害の種類（震災、風水害）ごとに発災時・発災後の組織体制や対策を定めるのに対し、国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本法を根拠とし、自然災害全般を対象として発災前（平常時）に実施する施策を定めるものです。

国土強靱化地域計画と地域防災計画との関係

区分	地域防災計画	国土強靱化地域計画
主な特徴	主に発災後の組織体制や関係機関との役割分担、経過時間ごとの取組など、総合的な防災対策を取りまとめた計画	強靱なまちづくりのための方向性を示す計画（平常時における施策を位置付ける）
主な対象リスク	災害の種類ごと（震災、風水害）	地域で想定される自然災害全般（地震、火災、局地的な大雨等）
主な対象フェーズ	発災時・発災後	発災前
根拠法	災害対策基本法	国土強靱化基本法

4 作成までのスケジュール

時期	内容
令和3年8月	計画（案）作成
令和3年9月	パブリックコメント手続の実施
令和3年11月頃	計画作成